

中泊町農業委員会会議録

平成28年11月10日

中泊町農業委員会

平成28年度中泊町農業委員会11月定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月10日（木） 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 中泊町役場別館研修所

3. 出席委員（13人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一	3番	鈴木誠一
			5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
	10番	長利弘明	11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員（1人）

委 員	4番	外崎満幸		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第17号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第18号 農地使用貸借の合意解約通知書について

報告第19号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第24号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について

議案第25号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一

次 長 前田和夫

総括主幹 開米 るみ子

主 幹 今 雄大

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成28年度中泊町農業委員会11月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をおねがいします。</p>
議長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、3番鈴木委員、5番葛西徳男委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員開米総括主幹と今主幹を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p> <p>それでは、日程第3の報告第17号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p> <p>◎報告第17号</p>
事務局	<p>3ページをお開き下さい。報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>平成28年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、3件ございました。内容については、資料の方をご覧頂きたいと思います。報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告第17号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p>(質問無し)</p>

議 長

無いようですので、報告第18号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第18号

事 務 局

10ページをお開き下さい。報告第18号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借合意解約通知書について、次のとおり報告する。
平成28年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の使用貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告第18号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

無いようですので、報告第19号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第19号

事 務 局

16ページをお開き下さい。報告第19号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（平成28年10月分）の結果について、次のとおり報告する。
平成28年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。10月分の農地移動あっせんの申し出は2件ございました。内容については申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告第19号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎ 議案第 2 3 号

議 長 議案第 2 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 1 9 ページをお開き下さい。議案第 2 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第 1 条の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長 議案第 2 3 号について、受付番号 3 0 番から 3 2 番に関する農地法処理基準第 3 の 8 に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

鈴木委員 3 番 鈴木です。
それでは報告いたします。
去る 1 1 月 1 日、私と 4 番外崎委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第 3 条申請は、所有権移転が 3 件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない権利取得と認められます。
以上ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局 今月の農地法第 3 条の許可申請は、受付番号 3 0 番から 3 2 番の 3 件ございました。内訳は、売買が 2 件、贈与が 1 件です。

受付番号 3 0 番は、小泊字山口地内の 1 筆の畑 342 平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号 3 1 番は、富野字中島、富野字宮本、豊島字千鳥地内の 1 1 筆の田 28, 190 平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号 3 2 番は、豊岡字三笠地内の 1 筆の畑 384 平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号 3 0 番から 3 2 番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

ないようですので、お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第23号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第24号

議 長

次に議案第24号「耕作放棄地が『農地』に該当するか否かの判断について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

23ページをお開き下さい。議案第24号「耕作放棄地が『農地』に該当するか否かの判断について」耕作放棄地について、農業委員会が農地に該当するか否かの判断をしたいので決定を求める。平成28年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

事 務 局

24ページをお開き下さい。平成28年度利用状況調査結果について、去る7月11日から10月20日の、のべ7日間、農業委員、農業委員会職員、農政課職員とで利用状況調査を行いました。3の耕作放棄地等面積についての表をごらんください。耕作放棄地面積につきましては、平成27年度が11,396㎡、今回解消された面積が3,946㎡、新たな耕作放棄地面積が8,434㎡、非農地判定の耕作放棄地面積が7,450㎡、平成28年度の耕作放棄地面積が8,434㎡となっております。続いて25ページをお開き下さい。そのうち今回非農地判定してもらった農地は、大沢内地内の4筆の畑7,450㎡です。長年の休耕により樹木及び雑草が繁茂しているため、農地への復元が極めて困難であると思われ、「農地法の運用について」第4(3)で示されている判断基準アに該当すると思われたことから「非農地」とすることが適当であると判断したものであります。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第25号

議 長

議案第25号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

31ページをお開き下さい。議案第25号「中泊町農用地利用集積の計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成28年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成28年11月7日付け中農政第207号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

申請内容は、所有権移転が5件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が3件と公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が2件となっています。

受付番号26番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、中里字平山の農地1筆、地目は田、面積は6,959㎡です。売買価格は210万円です。対価の支払い期限は平成28年12月1日を予定しております。

受付番号27番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、高根字小金石の農地5筆、地目は田、面積は16,655㎡です。売買価格は700万円です。対価の支払い期限は平成28年12月1日を予定しております。

受付番号28番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、中里字宝森の農地4筆と福浦字若野浦の農地4筆計8筆、地目は田、面積は15,807.35㎡です。売買価格は799.8万円です。対価の支払い期限は平成28年12月1日を予定しております。

受付番号29番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、中里字汐干潟の農地1筆と宮川字種取の農地1筆計2筆、地目は田、面積は7,326㎡です。売買価格は256.4万円です。対価の支払い期限は平成28年11月29日を予定しております。

受付番号30番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、中里字平山の農地1筆と田茂木字若宮の農地3筆計4筆、地目は田、面積は8,357㎡です。売買価格は151.2万円です。対価の支払い期限は平成28年11月29日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

48ページから57ページまでをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が9件、再設定が4件で面積は再設定、新規合わせて181,446平方メートルです。

受付番号53番は再設定で、設定する農地は薄市地内の1筆の「田」7,918平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は総額米10俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号54番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか10筆の「田」10,176平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号55番は再設定で、設定する農地は高根地内の6筆の「田」9,195平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号56番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内の2筆の「田」6,763平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号57番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内ほか9筆の「田」27,240平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり35,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号58番も新規の設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」3,106平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号59番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の7筆の「田」7,290平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号60番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の12筆の「田」10,974平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号61番も再設定で、設定する農地は中里地内ほか11筆の「田」35,800平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり35,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号62番は新規の設定で、設定する農地は豊岡地内の3筆の「田」6,907平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号63番も新規の設定で、設定する農地は福浦地内の3筆の「田」9,596平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

事務局

受付番号64番も新規の設定で、設定する農地は豊岡地内の9筆の「田」23,880平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は総額700,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号65番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内ほか4筆の「田」22,601平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は宮川地内が10アール当たり12,000円、田茂木地内が10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

ないようですので、お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第25号は原案のとおり決定いたします。

議 長

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明してください。

事 務 局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何かご意見ありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成28年度中泊町農業委員会11月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年11月10日

農業委員会長

署 名 委 員

署 名 委 員
